

◆不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為(判断)とは異なる行為(判断)を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合が対象になります。

2021年2月18日のパフォーマンス向上会議で審議された不適合は、下記のとおりです。

番号	不適合内容	グレード	発見日	備考
1	<p>【Fタンクエリアにある倉庫で保管している小型発電機からの油漏えいについて】 委託警備員のFタンクエリアパトロールにおいて、協力企業の仮設倉庫入口前で横倒しになった小型発電機からエンジンオイルが漏えいしていることを確認。 漏えいした油は、自衛消防隊が吸着マットにて回収を実施。 消防署の確認により「油漏れ事象」と判断。 原因は、倉庫内に不安定な状態で保管されていた小型発電機が地震の揺れにより倉庫扉を押し倒して倉庫外へ投げだされ、横倒しになったことから小型発電機よりエンジンオイルが漏えいしたものと推定。 また、現場確認の際、倉庫内を確認したところ乱雑な状況で危険物等が保管されていることを確認。 今後、原因を究明し、再発防止策を検討。</p>	G II	2月15日	
2	<p>【発電所構内視察バスの油漏れについて】 当社社員が発電所構外駐車場に駐車されていた構内視察バス下部から油が漏れていることを確認。 漏れた油は、駐車場の舗装上に留まっており、周辺の側溝等への流れ込みはなく、周辺に可燃物、火の気のないことを確認。 燃料タンクから30秒に1滴の滴下を確認したため、油の受け容器及び吸着マットを設置。 その後、滴下箇所の養生を実施し、油漏えいの停止を確認した。 漏えいした油は、吸着マットにて拭き取り、および、中和剤にて処理を実施。 原因は、前日に油染みが確認されていたが、その時点では油の滴下がなかったため、養生等を行っていなかったもの。 今後、再発防止策を検討。</p> <p>※不適合番号3【発電所構内視察バス下部の油染みについて】関連</p>	G II	2月17日	
3	<p>【発電所構内視察バス下部の油染みについて】 視察バス運転手が、構内駐車場で発電所構内視察バスの下部に油染みを確認。 また、油の漏えいは止まっていること、油染みの周辺に可燃物、火の気のないこと、側溝への流れ込みの無いことを確認。 油染みは、当社社員が中和剤による処理を実施。 確認の結果、油染みは軽油であること、および、油染みの位置から燃料タンク付近より漏れたものと推定。 バスは構外の車輛修理工場にて調査および修理を行うため、構外駐車場へ移動を実施。</p>	G III	2月16日	
4	<p>【Fタンクエリアにあるタンクのマンホール蓋の落下について】 当社社員が地震発生後のFタンクエリアパトロールにおいて、タンク6基(J3、J4、J5、J6、I6、H6)の天板に設けているマンホールの蓋が無くなっていることを確認。 周辺を探索した結果、発見できなかったことから、蓋は地震によりタンク内に落下したものと推定。 当該タンクの水位に変動がないことから、タンクに損傷はないと判断。 応急措置として、開口部を足場材、養生シートで閉塞実施。 今後、対応を検討。</p>	G III	2月14日	
5	<p>【地震影響によるFタンクエリアH3タンクからの漏えいについて】 当社社員が地震発生後のFタンクエリアパトロールにおいて、H3タンクフランジ下部より鉛筆芯約1本分の太さ程度の漏えいを確認。 漏えいした水は、Fタンクエリアの堰内に留まっており、外部への流出はない。 漏えい箇所に養生、および、受け枡を設置済。 漏えい停止措置として、H3タンクの貯留水を隣接タンクに移送し、漏えいの停止を確認済。 原因調査後、対応を検討。</p>	G III	2月14日	
6	<p>【地震影響によるFタンクエリアにあるタンク上部歩廊※の一部脱落について】 当社社員が地震発生後のFタンクエリアパトロールにおいて、タンク8基(H4、I2、I3、I7、J3、J4、J5、J6)の上部歩廊の一部(J6タンクは2枚の歩廊、他タンクは各1枚の歩廊)が脱落し、地面に落下していることを確認。 原因は、地震の揺れにより、歩廊がずれ、脱落したものと推定。 安全措置として、当該タンクの昇降梯子に昇降禁止表示及びロープにて立入禁止区画を設定するとともに、Fタンクエリア入口に立入禁止表示を掲示済。 また、当該タンク以外のタンク周辺について、立入禁止表示及び区画の設定を実施済。 今後、対応を検討。</p> <p>※. 歩廊: タンク上部の周囲に取付けられた作業用通路。また、当該タンクでは歩廊を8枚に分割し、タンク周囲に取付けている。</p>	G III	2月14日	
7	<p>【地震影響によるFタンクエリアI7タンクからの漏えいについて】 当社社員が地震発生後のFタンクエリアパトロールにおいて、I7タンク上部フランジ部より3秒に1滴の漏えいを確認。 漏えいした水は、発見直後に受け枡を設置したため、水溜りはない。 漏えい箇所に受け枡以外にも養生を行い、適宜、溜まった水の回収を行うこととした。 漏えい停止措置として、I7タンクの貯留水を隣接タンクに移送する計画を検討中。 原因調査後、対応を検討。</p>	G III	2月14日	

番号	不適合内容	グレード	発見日	備考
8	<p>【Fタンクエリアの移送配管からの漏えいについて】 当社社員が地震発生後のFタンクエリアパトロールで確認したI7タンク上部フランジ部からの漏えい停止措置※1として行なったI7タンクからI1タンクへの移送時に移送配管の亀裂部より漏えいの発生を確認したことから、移送配管の隔離を実施。 漏えいした水はタンク堰内に留まっており、タンク堰内に設置している仮設タンクに回収。また移送配管の漏えい箇所には養生、および、受け容器を設置し、適宜、溜まった水の回収を行うこととした。 漏えいの原因は、I7タンクの上歩廊が落下※2していることから、落下した歩廊が移送配管に当たり配管に亀裂を生じさせたものと推定。 今後、対応を検討。</p> <p>※1: 不適合番号7【地震影響によるFタンクエリアI7タンクからの漏えいについて】関連 ※2: 不適合番号6【地震影響によるFタンクエリアにあるタンク上部歩廊の一部脱落について】関連</p>	G III	2月14日	
9	<p>【G6エリアタンク水位指示計の指示不良について】 当直員が地震発生以降、免震重要棟集中監視室の監視装置でG6タンクエリアのタンク水位指示計14台※の指示が表示していないことを確認。 また、各タンクの水位は、隣接するタンクと連結し、水位変化の無いことを確認済み。 現場確認によりタンクに異常の無いことを確認済み。 調査の結果、地震の影響により水位指示計本体内の基板のコネクタが破損したことにより、指示が表示されないことが判明。 水位指示計が故障しているタンクは、移送を実施せず、隔離済み。 タンク水位の確認は隣接タンクとの連結を1日1回行なうこととしており、代替監視可能なため、系統への影響はなし。 今後、水位指示計を交換予定。</p> <p>※: 水位指示計に不具合が発生しているタンク: G6-A2、A3、A4、B7、B8、C2、C3、C5、C7、C10、D2、D5、D6、D8の14台</p>	G III	2月16日	
10	<p>【除染装置用ホイスト式天井クレーン点検中における地絡の発生について】 協力企業作業員が、プロセス主建屋の除染装置用ホイスト式天井クレーンの年次点検中に走行レール近傍の電源用架線充電部に金属製巻尺を誤って接触させてしまい、クレーン電源が自動的に切れた。 原因は、クレーン電源用架線の充電部に金属製巻尺が接触したことにより地絡が発生し、電源用配線用しゃ断器が動作したものの。 作業員に感電、怪我はなし。 今後、クレーンへの影響、健全性を確認予定。 原因を調査するとともに再発防止策を検討予定。</p>	G II	2月16日	<p>2021.4.6再審議にてグレード変更 G III → G II</p> <p>【理由】 原因究明をした結果、 ・計画外作業の実施 ・感電に対するリスク管理の不備 等、多くの管理上の問題が重なっていると判断</p>